

みんなの力で命と暮らしを守ろう 4

防災・減災をテーマに、命を守るためにできる、さまざまな情報を紹介しています。

家族をはじめ、身近な人たちと情報を共有しましょう。

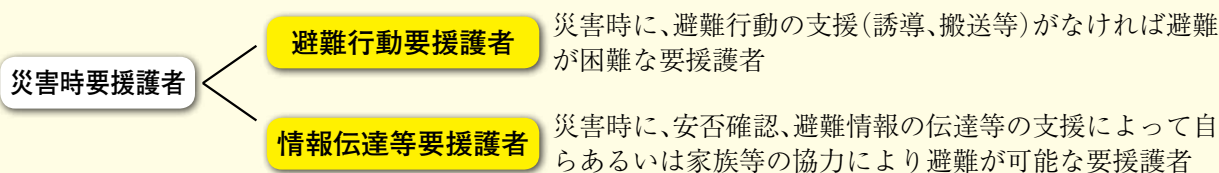
《問合せ》防災課 ☎23-1111

災害時要援護者の支援

隣近所の住民が互いに助け合う共助の精神で、地域の実状に合った災害時要援護者支援の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

1 災害時要援護者の区分

本市は、平成24年度から、災害時にさまざまな支援が必要な災害時要援護者を、身体等の状態および世帯の状況に応じて、「避難行動要援護者」と「情報伝達等要援護者」に区分しています。



2 避難するときの注意

災害時要援護者などは、特に、早め早めの行動をお願いします。

	災害時要援護者、高齢者・子ども、病気の方等	一般の方
避難準備情報	避難を開始してください。	避難の準備をしてください。
避難勧告	避難を完了してください。	避難してください。
避難指示	(避難完了)	直ちに避難を完了してください。



3 地域での具体的な取組み例

- (1) 自主防災組織への要援護者支援担当(班)の設置
- (2) 災害情報伝達体制の整備
- (3) 避難誘導・援助体制の整備
- (4) 災害時要援護者の状況把握や安否確認体制の整備
- (5) 要援護者所在地マップの作成
- (6) 要援護者支援を想定した防災訓練の実施
- (7) 災害時支援に必要な器具备品の整備

できるものから取り組むんじゃ！

4 災害時要援護者(特に避難行動要援護者)の個別支援計画作成

災害時に備えて、だれが(複数)、だれを、どこへ避難させるか決めておいてください。

個別支援計画(〇〇区 〇隣保・組)		
だれが(支援者名)	だれを(要援護者名)	どこへ(避難先)



5 障害のある方の「災害時安心ファイル」の活用

災害時安心ファイルは、災害時に避難所などで障害者(児)が周囲に助けを求め、周囲もそれに対し必要なサポートができるようにするものです。障害のある方は、避難の際に所持し、活用してください。

★市ホームページの「災害・防災情報」のコーナーに、避難場所一覧表を掲載しています。今月から変更した箇所もありますので、あらかじめ皆さんの住んでいる地区の避難場所の確認をお願いします。

